3　浅田光彦、空閑壮六及びアルツ・ジャパン株式会社の元本等協定債権に対する措置

⑴　浅田光彦、空閑壮六及びアルツ・ジャパン株式会社の元本等協定債権については、浅田光彦、空閑壮六及びアルツ・ジャパン株式会社以外の元本等協定債権全額を弁済した後に残余財産がある場合に弁済する。残余財産がない場合には、その旨の通知を発した時点で、全額の免除を受ける。

⑵　アルツ・ジャパン株式会社の所有する不動産上に設定された担保権が実行され、又は、アルツ・ジャパン株式会社が同担保権者に弁済をすることによって、アルツ・ジャパン株式会社が同担保権者の有する元本等協定債権を取得した場合に、アルツ・ジャパン株式会社が取得した元本等協定債権についても、同じとする。

4　協定債権の弁済に関するその他の事項

⑴　弁済額の計算における端数の処理

弁済額の計算において生じる１円未満の端数は、切り上げる。

⑵　弁済の方法

ア　協定による弁済は、協定債権者が弁済日の15日前までに指定する金融機関の日本国内の口座に振込む方法により支払う。なお、振込手数料は、清算会社の負担とする。ただし、上記のとおりに振込先の金融機関及び口座の指定がなかった場合は、清算人代理弁護士木村栄嗣の事務所（大阪市北区西天満２丁目11番８号アメリカンビル２階）において支払う。

イ　手形債権については、手形の受戻しと引換えに支払う。

⑶　弁済期日が休日の場合の処理

弁済期日が金融機関休業日に該当する場合、当該弁済期日の翌営業日をもって弁済期日とする。

⑷　協定債権移転の場合の処理

平成25年10月３日（特別清算開始決定日）以降、協定債権の全部または一部について譲渡または移転があり、これを原因として協定債権の申出名義の変更があったときは、本協定の権利の変更及び弁済の方法の定めは、申出名義変更前の債権を基準としてこれを適用したうえ、これを新旧権利者双方の取得した協定債権の額に按分して配分することにより、新旧債権者各自に対する弁済額を決定する。

⑸　協定債権の放棄・債権申出の取下げの処理

平成26年４月21日以降、協定債権の全部もしくは一部の放棄、または協定債権申出の全部もしくは一部の取下げがあったときは、協定に定める権利の変更及び弁済の方法は、その残債権額に対してこれを適用する。

大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（ヒ）第３０１３号

大阪府大東市新田旭町１番地
清算株式会社　株式会社アルツ

1　決定年月日　平成26年７月８日

2　主文　本件協定を認可する。

協定

第１　定義

1　本協定における協定外債権とは、以下の債権のことをいう。

①　一般の先取特権、その他一般の優先権がある債権（公租公課債権、労働債権等）

②　特別清算の手続のために清算会社に対して生じた債権

③　特別清算の手続に関する清算会社に対する費用請求権

2　本協定における協定債権とは、清算会社に対する債権のうち、協定外債権以外の債権のことをいう。

3　本協定における未確定担保権付協定債権とは、清算会社所有の不動産、その他の資産について担保権（特別の先取特権、質権、抵当権又は民事留置権を除く留置権）を有する協定債権のことをいう。

第２　協定外債権の弁済方法

本協定日の時点で未払の協定外債権、及び、本協定日以降に発生する協定外債権については、随時支払う。

第３　協定債権に対する権利の変更及び弁済方法

1　一般条項

⑴　権利の変更

ア　元本並びに特別清算開始決定日の前日までに発生した利息及び遅延損害金

協定債権のうち元本並びに特別清算開始決定日の前日までに発生した利息及び遅延損害金の合計額（以下「元本等協定債権」という。）については、協定の認可決定が確定した後、後記⑵の第２回弁済を実施する時点で、又は、後記⑵の第２回弁済を実施しない旨の通知を発した時点で、弁済後の残額について免除を受ける。

イ　特別清算開始決定日以降に発生した利息・遅延損害金

協定債権のうち特別清算開始決定日以降に発生した利息・遅延損害金については、協定認可決定が確定したときに、全額の免除を受ける。

⑵　弁済の方法

協定債権のうち元本等協定債権については、その合計額に応じて、次のとおり支払う。

ア　第１回弁済

後記３記載の協定債権者を除く協定債権者全員に対して、元本等協定債権を次の表記載の金額に区分し、それぞれの部分の金額にこれに対応する弁済率を乗じて計算した金額の合計額を、第１回弁済として弁済する。

元本等協定債権の部分	弁済率
10万円以下の部分	100％
10万円を超える部分	５％

イ　第２回弁済（追加弁済）

清算会社の全資産の換価、協定外債権の弁済、未確定の協定債権の確定により、前記⑵アに定める協定債権への弁済に必要な額を差し引いても清算会社の資産に余剰が生じる場合には、弁済費用分を控除した残額を原資として、元本等協定債権から第１回弁済金額を控除した金額を基準として按分した金額を弁済する。

なお、第２回弁済を実施する原資がない場合には、清算会社は、第２回弁済を受けることのできる協定債権者に対し、第２回弁済を実施しない旨の通知をする。

⑶　弁済の時期

ア　第１回弁済

協定認可決定が確定した日から３ヶ月後の日の属する月の末日までに、前記⑵アに定める金額を支払う。

イ　第２回弁済

以下の①から③の事項全てが完了した日から３ヶ月後の日の属する月の末日までに、前記⑵イに定める金額を支払う。

①　清算会社の全資産の換価

②　協定外債権の弁済

③　未確定の協定債権の確定

2　未確定担保権付協定債権に対する措置

担保権が行使されておらず、担保権の行使によって弁済を受けることができない債権の部分（以下「不足額」という。）が確定していない未確定担保権付協定債権については、不足額が確定したときに、前記１の定めを適用する。

但し、不足額が確定した旨の通知を受けた日に既に弁済期が到来している弁済金については、当該通知を受けた日から３ヶ月後の日の属する月の末日までに支払う。

3　アルツ・ジャパン株式会社が元本等協定債権を取得した場合の措置

アルツ・ジャパン株式会社の所有する不動産上に設定された担保権が実行され、又は、アルツ・ジャパン株式会社が同担保権者の有する元本等協定債権を取得した場合、アルツ・ジャパン株式会社が取得した元本等協定債権については、アルツ・ジャパン株式会社以外の元本等協定債権全額を弁済した後に残余財産がある場合に弁済する。残余財産がない場合には、その旨の通知を発した時点で、全額の免除を受ける。

4　協定債権の弁済に関するその他の事項

⑴　弁済額の計算における端数の処理

弁済額の計算において生じる１円未満の端数は、切り上げる。

⑵　弁済の方法

ア　協定による弁済は、協定債権者が弁済日の15日前までに指定する金融機関の日本国内の口座に振込む方法により支払う。なお、振込手数料は、清算会社の負担とする。ただし、上記のとお